

島根県報

平成30年2月23日(金)

第 2,982 号 (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

【告 示】

警備業務に係る検定合格者審査の実施

県営土地改良事業計画の変更	(農	村	整	備	課)	2
保安林予定森林 (5件)	(森	林	整	備	課)	2
解除予定保安林	(")	5
指定施業要件の変更予定保安林 (2件)	(")	5
漁業災害補償法の規定による同意	(水		産		課)	6
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	(")	7
【公告】						
公共測量の終了 (2件)	(技	術	管	理	課)	7
平成30年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習	(建	築	住	宅	課)	8
【特定調達公告】						
島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達に係る一般競争入札の落札者等	(管		財		課)	8
【公安告示】						
空港保安警備業務1級検定及び空港保安警備業務2級検定の実施	(警	察	ŧ -	本	部)	9

告示

島根県告示第77号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

事	業	名		縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
和田地区農道事業	(県営農	農地整備事業	(基幹	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所
農道整備事業))						

島根県告示第78号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

- 1 保安林予定森林の所在場所 浜田市旭町丸原1463-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第79号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 浜田市旭町本郷1272、1275、1277-3
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 旭町本郷1272・1277-3 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1275
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第80号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

1 保安林予定森林の所在場所

益田市戸田町口173、口176、口176続1、口177、口198、口199-1、口199-3、口200、口200内1、口201、口202-2、口203から口206まで、口210から口212まで、口217-1、口218、口218続2、口219、口458、口461から口468まで、口469-2、口470-1、口470-2、口471から口478まで、口478-2、口478-3、口479から口485まで、口485内1、口486-1、口486-2、口487から口491まで、口491-1、口491-2、口494

- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第81号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示す

る。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

1 保安林予定森林の所在場所

益田市久々茂町イ1117、イ1118、イ1119甲、イ1581、イ1582-1からイ1582-3まで、イ1583、イ1583-1からイ1583-3まで

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第82号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町伊萱33-1、135-2、136、137-1、138-1、800、811、813、814-1、814-3、1053-1、1053-3、1053-4、1054-1、1054-3、1055-4、1055-6、1055-7、1055-9

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三刀屋町伊萱33-1、137-1、138-1、800・811(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、813、814 -1

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第83号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

- 1 解除予定保安林の所在場所 浜田市弥栄町門田848-19、848-20
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由道路用地とするため

島根県告示第84号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する 同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

江津市桜江町鹿賀784から786まで、786-1、791-1、792-1、792-2、793-1、793-20から793-23まで、桜江町川越955-1、957-2、桜江町田津107-1、530-3、530-7、530-16、530-36、530-124(国有林。次の図に示す部分に限る。)・530-124(次の図に示す部分に限る。)、530-140、530-142から530-144まで、530-147、530-154、536-2から536-4まで、536-6、538-1、548-3、548-6、549-4、549-11、550-15、601-10、604-2、桜江町谷住郷3507-2

- 2 保安林として指定された目的
 - 落石の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第85号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する

同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町阿須那2664-1、2664-2、2666-1、2666-2、2667-1、2667-2、2670-1、2670-2、2673-1、2673-2、2676-1、2676-2、2684-1、2684-2

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町阿須那3477-1

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第86号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

1 加入区の名称

美保関

2 加入区の区域

漁業協同組合JFしまね美保関支所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる

漁業の表1の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

島根県告示第87号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成26年島根県告示第69号による保険に付すべき義務は、平成30年2月11日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

多伎町加入区

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成30年 1月31日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

- 1 作業種類
 - 公共測量(基準点測量、水準測量)
- 2 作業期間
 - 平成29年11月22日から平成30年1月31日まで
- 3 作業地域
 - 江津市黒松町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成30年 1月31日に終了した旨安来市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告 する。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

- 1 作業種類
 - 公共測量(2級基準点測量)
- 2 作業期間
 - 平成29年12月25日から平成30年1月31日まで
- 3 作業地域
 - 安来市安来町及び南十神町

平成30年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習の指定(昭和56年島根県告示第526号)により指定した講習 は次のとおりである。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

1 主催者の名称、住所及び連絡先

公益社団法人 島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時間	会 場 名	所 在 地
平成30年7月10日 (火)	午前9時30分から午後4時40分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28
平成30年7月13日(金)	午前9時30分から午後4時40分まで	サンラポーむらくも	松江市殿町369
平成31年1月9日(水)	午前9時30分から午後4時40分まで	いわみーる	浜田市野原町1826-1
平成31年1月11日(金)	午前9時30分から午後4時40分まで	くにびきメッセ	松江市学園南1-2-1

3 受講料

12,000円

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を 定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規 則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成30年2月23日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

1 物品等の名称及び数量

島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成30年1月22日

4 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社 販売事業本部 部長 (ビジネスソリューション) 小池 信夫 広島県広島市中区小町 4番33号

5 落札金額

207,483,143円 (消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成29年12月1日

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第19号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により告示する。

平成30年2月23日

島根県公安委員会委員長 山 口 美 紀

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級			実	施	日	時			定 員
空港保安警備業務1級	学科試験	平成30年5	5月31日	(木)	午前9日	時30分か	ら午前11時	まで	15人程度
	実技試験	平成30年7	7月21日	(土)	午前8日	時30分か	ら午後5時	まで	
空港保安警備業務2級	学科試験	平成30年5	5月31日	(木)	午前9日	時30分か	ら午前11時	まで	15人程度
	実技試験	平成30年7	7月7日	(土)	午前8日	寺30分か	ら午後5時	まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務1級検定

区分	科目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項
	○ 法令に関すること。
	○ 乗客等の接遇に関すること。
	○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」とい
	う。)に関すること。
	○ 空港に関すること。
	○ 空港保安警備業務の管理に関すること。
	○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における
	応急の措置に関すること。
実技試験	○ 乗客等の接遇に関すること。
	○ 手荷物等検査に関すること。
	○ 空港保安警備業務の管理に関すること。
	○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における
	応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項
	○ 法令に関すること。
	○ 乗客等の接遇に関すること。
	○ 手荷物等検査に関すること。

	○ 空港に関すること。
	○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における
	応急の措置に関すること。
実技試験	○ 乗客等の接遇に関すること。
	○ 手荷物等検査に関すること。
	○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における
	応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定(空港保安警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 空港保安警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成30年5月7日(月)から同月11日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の 所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級検定

- (7) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- (4) 添付書類
 - a 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
 - b 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が 島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
 - c 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通
 - d 4の(1)のアに該当する者にあっては、2級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。
 - e 4の(1)のイに該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書の写し1通

イ 空港保安警備業務2級検定

(7) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

(4) 添付書類

- a 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
- b 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が 島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- c 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- (4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110 内線3034)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。

島根県公安委員会告示第20号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査(以下「検定合格者審査」という。)を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第9条の規定により告示する。

平成30年2月23日

島根県公安委員会委員長 山 口 美 紀

- 1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格
 - (1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備((2)において「空港保安警備」という。)に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)であって同条第2項に規定する1級に係るもの(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧検定規則第1条第2項に規定する2級に係るもの(以下「旧2級検定」という。)に合格した者

(3) 施設警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する常駐警備(4)において「常駐警備」という。) に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備(%)において「交通誘導警備」という。)に係る旧1級検定

に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備(8)において「貴重品運搬警備」という。)に係る旧1級 検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧検定規則 第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が 継続して1年以上であるもの((1)に掲げる者を除く。)
- 3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員
 - (1) 実施日時

平成30年5月16日(水)午後1時から午後4時まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(3) 定員

全種別で各10人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

- (1) 学科試験の科目
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務の実施に関すること。
 - エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- 5 検定合格者審査申請手続に関する事項
 - (1) 受付期間

平成30年4月23日(月)から同月27日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 審査申請書(検定規則附則別記様式) 1 通

イ 添付書類

- (7) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1葉
- (4) 旧検定規則第8条の規定による合格証(以下「旧合格証」という。)の写し1通
- (ウ) 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面(旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、

提出を要しない。) 1通

- (エ) 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面(旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。) 1通
- (オ) 代理人(申請者が属する警備業者の従業員に限る。)が審査申請書を提出する場合にあっては、申請者本人の 委任状1通
- (3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は、認めない。

- ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者
 - (ア) 旧合格証の交付申請を行った警察署
 - (4) 住所地(島根県内に限る。)を管轄する警察署
 - (ウ) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地(島根県内に限る。)を管轄する警察署
- イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの の又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在するもの
 - (ア) 住所地を管轄する警察署
 - (4) 営業所の所在地を管轄する警察署
- 6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は、還付しない。

- 7 その他
- (1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。
- (2) 審査当日は、午後1時から午後1時20分までを受付時間とする。
- 8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110 内線3034)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。